

横須賀市がん対策推進計画専門部会の設置について

1 設置の理由

平成28年に施行された改正がん対策基本法では、がん患者が尊厳を保持しながら安心して暮らすことのできる社会の構築を目指すことを掲げ、がん患者への国民の理解が深まるようにすることを基本理念としています。

本市では、平成30年10月に「横須賀市がん克服条例」を制定し、がん患者への支援を含めた総合的ながん対策を市民とともに推進することを目指すこととしました。その実現のため、令和2年3月に「横須賀市がん対策推進計画」を策定し、同年4月から令和6年度までを計画期間と定めております。

今回、計画期間が満了することから、次期計画の策定を進めるため、がん対策についての専門家や一般市民等の意見を取り入れ、より一層の計画推進を図る目的で、横須賀市がん対策推進専門部会を設置することとします。

2 専門部会の役割

現計画の評価、第2期計画の策定及び進行管理

3 設置の根拠

保健医療対策協議会条例第6条

4 計画の期間

令和7年度(2025年度)から令和12年度(2030年度)までの6年間

5 専門部会を設置する時期

令和6年6月(予定)

6 専門部会の部会員（メンバー）について

公募による市民、医療関係者、がん対策についての専門的な知見を持つ学識経験者等を想定

7 策定スケジュール（案）

令和6年1月 保健医療対策協議会諮問
6年6月 がん対策推進計画策定専門部会設置
7年2月 保健医療対策協議会答申